

平成31年1月
改訂版

家庭系ごみの分別と出し方

ごみは収集日の朝、きめられた場所に出しましょう!!
一度に出す数は、いずれも5袋までをお願いします。

翻訳版（英語・韓国語・中国語）は市役所に置いています。
・English version is put in the city office.
・한국어판은 시청에 두고 있습니다
・中文版市政府放置着。

泉佐野市生活産業部環境衛生課発行
電話 072-463-1212 (代)
FAX 072-464-9314 (代)

ごみの分類・収集日など		目印など	具 体 例	出し方のルール	
資源ごみ（無料）	可燃ごみ（有料）	と 曜日曜日	市指定袋（有料） 50% 30% 20% 10% 使い捨てカイロ 生ごみ じゅうたん・カーペット（畳1枚くらいの大きさに切る） かばん・靴 ハブラシ ストロー ラップ類のしん チューブ類 CD ビデオテープ ざぶとん 布団・毛布 少量の小枝	・必ず市指定袋（有料）に入れて出してください。 ・指定袋に入らない布団や毛布は、ひもで十文字にしぼり、各々1枚あたり30%相当の市指定袋を とじひもにくくりつけて、週2回の指定曜日の後の方の曜日に出してください。また、じゅうたん やカーペットは畳1枚くらいの大きさに切って、ひもで十文字にしぼり、とじひもごとに30%相当の 市指定袋をくくりつけて、週2回の指定曜日の後の方の曜日に出してください。	
	容器包装プラスチック	このマークが目印 曜日	ジュース スーパー お菓子などの 仕切りトレイ ペットボトルの ラベル スーパーの袋 サラダ油 洗剤 発泡スチロール プラスチック製のふた 卵のバック お菓子などの袋 スプレー式ボトル 食品トレイ	・風で飛ぶ恐れがありますので、小袋で出すのはやめてください。 ・「容器包装プラスチック」であっても中身が付着して洗えない物 や洗っても汚れやにおいが取れない物、粒状の発泡スチロールは 「可燃ごみ」として出してください。 ・洗った物は水気をよくきって出してください。 ・一部のカップめんなどの容器で紙製の物がありますのでよく確認 してください。	
	カン・ビン・ペットボトル本体	このマークが目印 毎月第 曜日の 曜日	缶詰 クッキー インスタント コーヒー ジュース ビン ペットボトル本体 化粧品のビン （平成22年4月より追加）	・スプレー式のカンなどは、必ず使い切ってから出してください。 ・1斗カン以上の大きさの物、ガラス製の食器類、蛍光灯などは、「粗 大ごみ」として出してください。 ・ペットボトルのラベルは本体からはずして、「容器包装プラスチ ック」として出してください。 ・大きな物の中に小さな物を入れて出さないでください。	
	紙類・古着	紙箱などは このマークが目印 毎月第 曜日の 曜日	新聞紙 雑誌・パンフレット・教科書 古着（平成22年4月より変更） 紙バック（アルミ箔の付いているものは可燃ごみ） 紙箱 紙袋 段ボール 透明な袋に入れてください。	・品目ごとに分け、古着以外の物は必ずひもで十文字にしぼり出してください。また、ビニールや ガムテープなどの異物は、取り除いてください。 ・新聞を出す場合は、販売店からもらえる排出用のビニール袋を使用できます。 ・古着は、ご自分で使える状態、タンスにしまえる程度に洗濯された状態の汚れない物を市販の 無色透明な袋に入れて出してください。油污れの付いた物やペット用に使用した物は古着として 出さないでください。また、古着として出せるものに、ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチ、 タオル（バスタオル含む）を追加します。（平成22年4月より変更） ・下着類（パンツ、ブラジャー、くつ下、ストッキング）、帽子、手袋、カーテン、シーツ、毛布 などや、シュレッダー後の紙くずは、「可燃ごみ」として出してください。	
臨時的なごみ（有料）	粗大ごみ	電話申し込み制 【申込先】収集業者 電話番号	電球・電池 蛍光灯 照明器具 植木鉢 扇風機 食器類 ダイニングセット 家具 かさ 自転車 ハンガー ポリバケツ 使い捨てライター	・「粗大ごみ」として申し込みができるのは、1回の申し込みで5点以内です。小さな物は市販の 45%ごみ袋に入れて出してください。（月2回まで） ・先のとがった物、重い物などで袋がやぶれる可能性がある場合は、段ボール箱を使用してください。 ただし、段ボール箱を使用する場合は、中身を45%ごみ袋の1袋相当量のみにして出してください。 ・家庭から出る土砂・ブロックは、少量に限り申し込みできます。	
	臨時ごみ	【申込先】は粗大ごみと同じ	■引っ越しや家庭内の掃除、整理などにより、臨時的に大量に生じたごみ ■1回の申し込みが6点以上の「粗大ごみ」	・引っ越しなどでいろいろな種類のごみが発生する場合でも、必ず分別して出してください。	

家電リサイクル法対象品 有料：リサイクル料金＋収集運搬料金

1.「家電リサイクル法対象品」の具体例

■テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン（室内機・室外機）、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法対象品とな
っています。（H28.1.1現在）
■法律の改正により対象品目が、今後追加変更される場合がありますのでご注意ください。

テレビ

ブラウン管式テレビ
液晶・プラズマ式テレビ

冷蔵庫・冷凍庫

冷凍冷蔵庫
冷蔵庫
チェスト形
冷蔵庫
アップライト形
冷蔵庫
引き出し形
冷蔵庫

エアコン

（室内機）
（室外機）
ウインドタイプ式
エアコン

洗濯機・衣類乾燥機

全自動洗濯機
2槽式洗濯機
洗濯乾燥機
ガス衣類乾燥機
電機衣類乾燥機

2.「家電リサイクル法対象品」の処分方法

■これらは、「粗大ごみ」や「臨時ごみ」として出したり、焼却場に搬入することができません。まず購入した販
売店や買い替えの販売店にご相談ください。また、廃棄のみをする場合で、購入したお店などでの処分が困難な
場合は、（市）環境衛生課にお問い合わせください。

パソコン（本体・ディスプレイ）
有料：PCのリサイクルの付いていないパソコン
無料：PCのリサイクルの付いてるパソコン

1.「パソコン」の具体例

■デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、液晶ディスプレイ（一体型パソコンを含む）、ブラウン管
ディスプレイ（一体型パソコンを含む）が対象品となっています。
※自作パソコンや、倒産や事業撤退したメーカーのパソコンなども対象品になります。
※購入時の標準添付品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど）も、併せて回収し再資源化してくれます。

デスクトップ
パソコン本体

ノートブック
パソコン

液晶ディスプレイ
液晶ディスプレイ
一体型パソコン

CRTディスプレイ
CRTディスプレイ
一体型パソコン

2.「パソコン」の処分方法

パソコンメーカーが回収し、再資源化します。廃棄するパソコンメーカーの受付窓口へ直接申し込みしてくだ
さい。（ホームページからの申し込みもできます。）市では、収集および処分を行いません。なお、回収するメー
カーがないパソコン（自作パソコン、倒産や事業撤退したメーカーのパソコンなど）は「パソコン3R推進協会」
（☎03-5282-7685・ホームページ <http://www.pc3r.jp/>）が有償で回収・再資源化してくれます。

その他収集できないもの 「適正処理困難物」の処分

具体例の一部

プロパンガス
毒物・劇物

タイヤ

建築廃材

バッテリー

消火器

バイク

ピアノ

鉄のかたまり

注射器
注射針

バーベル

パレット（木製含む）

・家電リサイクル法対象品やパソコン以外でも産業廃棄物や泉佐野市田尻町清掃施設組合で処理できない
物は収集できません。購入店で引き取ってもらうか、施工業者などで処分してもらってください。